

# 宇美町パトロール実施報告書

パトロール実施個所 宇美町役場出発

令和08年01月08日AM9:30出発 走行距離8km

①宇美二丁目 小林酒造横⇒②下宇美 おかべ小児科横⇒

③上宇美 中央公民館前⇒④障子岳 浄水場横⇒

⑤貴船一丁目 ちびっこ運動広場横⇒⑥宇美五丁目 役場裏

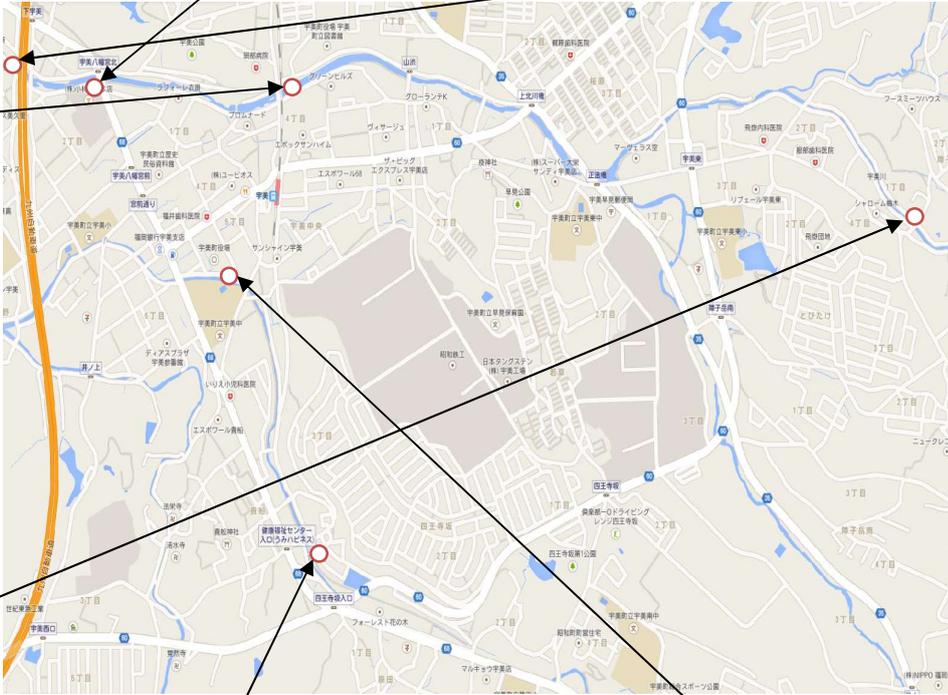
会社名	救命講習修了証		
(株)佐藤建築コンサルタント	第46-007号	①宇美二丁目 小林酒造横	②下宇美 おかべ小児科横
(株)はらの		危険個所詳細	
トータルハウス工業(株)	第222394号	草木多い	
			
			
事務局	第43-013号		
合計	3社		
車両写真			
			

③上宇美 中央公民館前

危険個所詳細

草木多い



④障子岳 浄水場横	⑤貴船一丁目 ちびっこ運動広場横	⑥宇美五丁目 役場裏
危険個所詳細	危険個所詳細	危険個所詳細
草木多い	草木多い	特になし
		
		無

様式第3号（第3条関係）

都市公園使用・占用許可書

7字環第898号

令和7年11月19日

申請者

住所 福岡市中央区那の川二丁目7番2-504号

氏名 一般社団法人21・建設クラブ・福岡

代表理事 山中 好雄 殿

宇美町長 安川 茂 伸



宇美町都市公園条例施行規則第3条の規定に基づき、申請のあった都市公園の使用・占用について、下記のとおり許可する。

記

使用・占用の目的	宇美町防災パトロールに係る活動のため
使用・占用の期間	令和7年12月 4日 令和7年12月11日 令和7年12月18日 令和7年12月25日 令和8年 1月 8日 令和8年 1月15日 令和8年 1月22日 令和8年 1月29日 8日間 9時30分 から 10時30分 まで 1時間
公園名	ちびっこ運動広場
使用・占用の内容	駐車場部分 400㎡
使用・占用料	宇美町都市公園条例施行規則第12条第3号の規定により免除
許可の条件	上記使用・占用に起因する諸問題については、申請者において措置すること。 また、用地の確保については、使用・占用の期間の範囲内で使用者が行うこと。

※ 設置物件等が電柱等である場合において、複数本のを集約して許可するときは、公園名の欄は「●●公園他●公園」等と記入し、公園名等の一覧表を添付すること。